

3川こ保1第1222号  
令和4年2月24日

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局  
保育事業部保育第1課長

**令和3年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた  
請求事務の取扱いについて（通知）**

日頃、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残りわずかとなってきたところですが、年度末の円滑な請求・支払事務のため、次のとおり取扱うこととしますので、通知いたします。

**1 公定価格の改定について**

令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定について、令和4年6月期の期末手当において調整するとされたことから、**令和3年度は、公定価格の改定はありません。そのため、引き続き現単価での請求をお願いします。**

**2 追加分の請求について**

令和3年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和4年5月までとなります。未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、平準化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～2月分の追加請求について未請求分がある施設は、可能な限り3月に請求してください。</li> <li>・歯科検診事業費、保育必要量や入退所日の誤り等の請求・調整がある施設も、同様の理由から、可能な限り3月に請求してください。</li> <li>・本市の認定を受けた3月加算のうち、高齢者等活躍促進加算、第三者評価受審加算、市第三者評価受審加算については、3月請求とすることが可能です。（施設機能強化推進費加算、小学校接続加算については、出納整理期間中の戻入を極力無くするため4月請求としてください。）</li> <li>・<b>保育士等処遇改善臨時特例事業費については、3月分として請求してください。請求方法については、添付しました資料「保育士等処遇改善臨時特例事業の請求方法について」を御参照ください。</b></li> <li>・<b>処遇改善等加算Ⅱについては、順次認定の上、通知書を発出しますので、通知書が届き次第、請求を行っていただきますようお願いいたします。</b></li> </ul>
令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の認定を受けた3月加算のうち、<b>施設機能強化推進費加算、小学校接続加算及び本市の認定を受けた地域活動事業費については、4月の請求</b>としてください。</li> <li>・また、高齢者等活躍促進加算、第三者評価受審加算、市第三者評価受審加算について、3月請求としていた場合は、実績に応じた追加請求を行ってください。</li> </ul>

令和4年5月

・5月請求はやむを得ず追加請求が4月までに終わらなかった分についてのみ請求を行ってください。

### 3 その他の留意事項について

例年、年度末の請求において、留意が必要な事項について、次の点が想定されますので、御確認ください。

- (1) 産休・病休が有給である施設のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設において、毎年、**代替職員雇用費の請求ができるにもかかわらず、未請求の施設がありますので、お心当たりの施設は、各担当まで御相談ください。**
- (2) 延長保育費について、当初請求時には、土曜実施「有」として請求している施設のうち、実績では土曜実施「無」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。**3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただくこととなり、市・園共に大きな事務負担が発生します。3月請求においては、3月分の延長保育費は極力請求せずに4月請求としていただくか、請求する場合でも、土曜実施「無」とするなど、過大な請求とならないよう御協力をお願いします。**

(保育第1課 企画・指導担当)  
電話 044-200-2662